

令和7年度 神奈川県教科書用図書選定審議会（第1回）

〈審議概要〉

【司会（酒井指導主事）】

定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第1回神奈川県教科用図書選定審議会を始めさせていただきます。

なお、本日、神奈川県PTA協議会 島田副会長から欠席の連絡をいただいておりますことを御報告します。

開会にあたりまして、神奈川県教育委員会教育局支援部部長 八矢から、御挨拶を申し上げます。

【八矢支援部長】

改めまして、こんにちは。ただいま紹介に預かりました、神奈川県教育委員会支援部長の八矢でございます。

4月に支援部長を拝命し、着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

また隣におります子ども教育支援課長の本間も、県央地域の中学校からこの4月に着任いたしました。

こちらの隣におります立花も、県立特別支援学校の校長から、着任しました。

この布陣で1年間やっております。どうぞよろしくお願いいたします。

日頃より、神奈川県教育委員会の様々な施策に皆様の御協力と御支援をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、令和7年度第1回神奈川県教科用図書選定審議会ということで、皆様に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は第1回目でございますので、皆様の机の上に、神奈川県教育委員会から委嘱状または任命状を置かせていただきましたので、お名前等を御確認いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会の設置期間につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第7条」の規定によりまして、4月1日から8月31日までとなっております。皆様にはその間の、委員をお願いいたします。

教科用図書の採択につきましては、都道府県教育委員会は、法令に基づき、市町村教育委員会の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うこととなっておりますが、その際には、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見、皆様の御意見をお聞きすることとなっておりますので、御理解いただければと思います。

この法令に基づきまして、本審議会の皆様の御意見を十分に尊重させていただきながら進めていきたいと考えております。

本年度、当審議会に諮問させていただきます事項、この後、説明させていただきますが、全部で6項目ございます。

本日は、そのうちの、「令和8年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」及び「令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」を中心に、5つの諮問事項について審議をしていただく予定でございます。

本審議会の答申を基に、市町村等の関係機関に対して指導・助言を行うこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

終わりになりますが、主たる教材としての教科用図書の果たす役割は大変重要なことであります。皆様の忌憚ない御意見をいただきながら御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

8月31日までの任期ではございますが、重ね重ね皆様の御協力よろしくお願いいたします。

【司会（酒井指導主事）】

本日はお手元でございます資料をもとに御審議をお願いいたします。

なお、委嘱状又は任命状の交付、各委員及び事務局の紹介につきましては、机上配付とさせていただきます。

まず、本日の日程ですが、このあと、本審議会の趣旨説明、会長、副会長を選出する際の座長の選出、そして、会長・副会長の選出をお願いいたします。

選出いただいた後、支援部長から本審議会へ諮問させていただきます。その後の審議については、本審議会の会長に進行をお願いしたいと思います。

なお、本日は諮問事項の(1)～(5)について、御審議いただきたいと考えております。

それでは、皆様、よろしくお願いいたします。

はじめに、本審議会の趣旨を、子ども教育支援課長 本間から御説明申し上げます。

【本間子ども教育支援課長】

改めましてよろしくお願いいたします。子ども教育支援課長の本間と申します。

本審議会の趣旨等について説明いたします。「教科用図書選定審議会」につきましては、法令で定められたものでございますので、それらに関連した資料をもとに、御説明させていただきます。

お手元でございます「参考資料」と右肩に書いてある資料を御覧ください。

本審議会については、資料1「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、資料2「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」、資料3「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」、資料4「神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例」、資料5「神奈川県教科用図書選定審議会規則」、この5つの法令等に基づいて設置されております。

では、1ページめくっていただいて、2ページ「資料1」を御覧ください。

本審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第11条第2項に基づいて設置されております。

また、1つ上の、第10条にあるように、都道府県教育委員会の任務として、審議会の意見を聞き、これをもとに市町村の教育委員会に対し採択に関しての指導、助言又は援助を行っております。

続いて、5ページの「資料2」を御覧ください。

本審議会で御審議いただく内容については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第8条に基づき、都道府県教育委員会の諮問を受けて、次に申し上げる2つの事項に関して調査審議し、必要に応じて建議することと、選定審議会の所掌する事務が規定されております。

1つ目は「市町村教育委員会等の教科用図書採択に関して、都道府県の教育委員会が行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言または援助に関する重要事項」。

2つ目は「都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項」と定められております。

以上の2点について、委員の皆様は、御審議のうえ建議をいただくことが、本審議会を設置する目的です。

なお、諮問させていただく事項につきましては、後ほど、支援部長の八矢から申し上げます。

最後に、本審議会における議事運営、ならびに議決について御説明いたします。

9ページの「資料5」「神奈川県教科用図書選定審議会規則」を御覧ください。

第3条の定めにしたがい、「審議会を主宰し、会務を総理する」会長を1名、また「会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する」副会長を、このあと委員の皆様の互選により決めていただきたいと思います。

会長及び副会長を中心に議事を進めていただきますが、第4条の第3項にあるように「審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」となっております。

以上、採択に関わる概要を、法令等に基づいて御説明申し上げました。

なお、それぞれの具体に関しましては、この後の議事に関わる部分のところで、事務局から補足を加えながら、御説明申し上げます。以上です。よろしく申し上げます。

【司会（酒井指導主事）】

それでは、お手元の参考資料の9ページ「資料5」をお開きください。

審議会規則第3条に「審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める」とあります。

本審議会では、例年、この互選にあたり、まず、座長を委員の皆様から選んでいただき、座長の進行によりまして、審議会の会長、副会長を選出いただいております。

したがいまして、最初に座長を選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

では、よろしければ事務局から提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。《賛同多数》
ありがとうございます。

【事務局（若月指導主事）】

では、事務局から提案させていただきます。会長、副会長の選出にあたりまして、座長を相模原市教育委員会 学校教育課長の菅原 勝（すがわら まさる）委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会（酒井指導主事）】

ただいま、事務局から、座長として菅原委員にお願いしたいとの提案がございましたが、いかがでしょうか。《賛同多数》ありがとうございます。

それでは、菅原委員に座長として、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。

菅原委員、よろしくお願いいたします。

【菅原座長】

ただいま御指名をいただきました、相模原市教育委員会 学校教育課の菅原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様の御協力をいただき、座長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、あらためまして、参考資料「資料5」審議会規則の第3条にあるように、「審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める」ということになっております。

第3条のとおり、どなたか、会長・副会長を務めていただける方がいらっしゃいましたら、御発言をお願いいたします。

いらっしゃいませんので、事務局の方からお考えがあればお示してください。

【事務局（若月指導主事）】

はい。事務局としましては、会長には、幅広い視野から審議を進めるという点から、教育委員会の教育長に、副会長には、すべての子どもの学びに必要な教育的ニーズに応じた支援の観点から、特別支援学校の校長先生に、お願いしたいと考えております。

したがって、会長に、逗子市教育委員会 教育長 大河内 誠（おおこうち まこと）委員、副会長に、県立平塚盲学校 校長 塚越 立子（つかこし りつこ）委員のお二人にお願いしたいと思います。

【菅原座長】

ただいま、事務局から、会長に、逗子市教育委員会 教育長 大河内 誠 委員、副会長に、県立平塚盲学校 校長 塚越 立子 委員、お二人について御提案いただきました。

はじめに、会長を、大河内委員にお務めいただくことに、賛成の方は、拍手をお願いいたします。

〈拍手多数〉

ありがとうございます。

それでは、大河内委員に会長をお務めいただくこととします。

続きまして、副会長を塚越委員にお務めいただくことに、賛成の方は、拍手をお願いいたします。

〈拍手多数〉

ありがとうございました。

塚越委員に副会長をお務めいただくこととします。

これで、会長、副会長の選出を無事に終えることができました。御協力ありがとうございました。

進行を事務局に戻します。

【司会（酒井指導主事）】

菅原委員には座長として、円滑に会長、副会長を選出していただき、誠にありがとうございました。

それでは、ここで、恐縮ですが、大河内会長、塚越副会長に席の御移動をお願いし、御挨拶をいただきたいと思います。

それではまず、大河内会長 よろしく願いいたします。

【大河内会長】

皆さん、こんにちは。会長という大役を仰せつかりました、逗子市教育委員会教育長の大河内でございます。皆様の御協力をいただきながら、議事を進行して参ります。よろしくお願い申し上げます。

【司会（酒井指導主事）】

大河内会長、ありがとうございました。

続きまして、塚越副会長に御挨拶をお願いいたします。

【塚越副会長】

副会長を仰せつかりました、県立平塚盲学校校長の塚越立子と申します。会長を補佐し、円滑な議事進行に努めます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会（酒井指導主事）】

塚越副会長、ありがとうございました。

次に、本審議会への諮問に移りたいと思います。では、支援部長 八矢から、諮問をいたします。

お手元の審議会資料の1ページ「諮問事項」を御覧ください。

【八矢支援部長】

神奈川県教科用図書選定審議会会長 様

神奈川県教育委員会 教育長

令和8年度に義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事務についての指導、助言または援助について諮問。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定により、市町村の教育委員会及び公立を除く義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、指導、助言または援助を行いたいので、同法第11条第1項の規定により、次の事項を諮問します。

諮問事項

- (1) 令和8年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について
- (2) 教科用図書採択基準について
- (3) 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について
- (4) 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について
- (5) 令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について
- (6) 令和8年度県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について

答申の期限でございますが、諮問事項(1)～(5)については4月中旬、諮問事項(6)については7月中旬までをお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【大河内会長】

ただいま、支援部長から、6項目にわたる諮問を受けました。本日はこのうちの5項目につきまして、皆様方に御審議をいただくわけですが、審議が無事に終了いたしますよう、御協力お願い申し上げます。

【司会（酒井指導主事）】

では、ここからの進行は、大河内会長にお願いいたします。

大河内会長、よろしくお願いいたします。

【大河内会長】

それでは、はじめに、教科書の採択に関する概要等について、事務局からの説明を受けて、審議を進めます。

まずは、事務局から説明をお願いします。

【事務局（若月指導主事）】

それでは事務局から、審議に入る前に少々お時間をいただき、「教科書採択の概要」について、説明いたします。

教科書は、「教科書の発行に関する臨時措置法」により、教科の「主たる教材」として位置づけられております。

「教科書の採択」とは、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は、公立学校で使用する教科書については、その学校を設置する市町村や、都道府県の教育委員会にあります。

また、国立・私立学校で使用される教科書については、採択の権限は学校長にございます。

教科書採択の方法は、義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については「教科用図書の無償措置に関する法律」、いわゆる「無償措置法」によって定められております。

それでは、お手元の「参考資料」の2ページ「資料1」を御覧ください。

先ほど、本間から説明のありましたとおり、本審議会は、その「教科用図書の無償措置に関す

る法律」に基づいて設置されており、県教育委員会が、県内義務教育諸学校の教科用図書採択に関して、採択権者である市町村の教育委員会に対し、採択に係る指導・助言または援助をするにあたり、本審議会に諮問し、その意見を聞いて進めています。

本審議会の設置期間については、同法第 11 条の第 2 項で、「選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。」とされており、定数については、同じく第 11 条の第 3 項で、「選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。」と、あります。

さて、本審議会を設置する具体的期間についてですが、参考資料 5 ページ「資料 2」 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」（抜粋）を御覧ください。

第 7 条（教科用図書選定審議会の設置期間）で、「教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。」と、されております。

したがいまして、本審議会も 8 月 31 日までの期間、設置することになります。

また、選定審議会の委員につきましては、先ほど条例で定める人数で構成することを説明いたしました。具体的には、5 ページ中段の同施行令の第 9 条、「選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第 1 号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね 3 分の 1 になるようにしなければならない。」と、されており、第 1 号として、「義務教育諸学校の校長及び教員」、第 2 号として、「都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員」、第 3 号として、「教育に関し学識経験を有する者」と、委員の構成について、定められております。

選定審議会委員の定数については、8 ページの資料 4 を御覧ください。

「神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例」に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 11 条第 2 項の規定に基づいて設置される神奈川県教科用図書選定審議会の委員の定数は、15 人以上 20 人以内とする。」と、定められております。

本年度の審議会では、16 名の皆様に委員をお願いしております。

続きまして、教科用図書の採択地区及び採択について、説明いたします。お手数ですが、2 ページ 資料 1 にお戻りください。

第 12 条第 1 項に、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない」とあります。

続いて、13 ページ 資料 7 を御覧ください。本県では現在、25 の教科用図書採択地区を設定しております。

次に、採択について説明いたします。改めまして 2 ページ 資料 1 を御覧ください。

第 13 条第 1 項に、「都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第 10

条の規定によって、当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする」とあります。

ここで言う「種目」というのは、教科ごとに分類された単位のことになります。

また、第1項に関して、採択地区内に2つ以上の市町村がある場合については、3ページの第13条第4項及び第5項により、協議により規約を定め、使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設け、協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっております。

続いて、第13条第2項を御覧ください。

県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書につきましては、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、県教育委員会が採択することとなっております。

したがって、県立の特別支援学校の小学部及び中学部並びに2校の県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書についても、本審議会の意見を伺うこととなります。

さらに、同条第3項にございますとおり、県立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書につきましては、学校ごとに選定し、県教育委員会が採択することとなっております。

そして、さらに、これらにより採択した教科用図書に関しては、3ページにある第14条において、政令で定める期間は、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するとされております。

それでは、6ページを御覧ください。「無償措置法施行令 第15条第1項」において、政令で定められた期間、つまり、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年間であると定められております。

12ページ 参考を御覧ください。今後の採択のスケジュールを記載しております。

小学校では令和5年度、中学校では令和6年度にそれぞれ教科書の採択替えを行いました。

7ページの資料3には4年間の期間内でも、新たに採択替えを行う特例について記載してございますが、今年度に関してはこの特例に当てはまらないことから、小・中学校とともに新たな採択替えはございません。

今一度、6ページ第15条第1項を御覧ください。

2行目に「学校教育法 附則 第9条に規定する教科用図書」という記述がありますが、こちらに関しましては【諮問事項5】に関連しているため、後ほど、諮問事項5について審議していただく際に説明いたします。

ここまでの、教科用図書の採択地区及び採択についての御説明となります。

続いて、先ほどの参考資料の9ページ、資料5を御覧ください。

本県における義務教育諸学校の採択につきましては、「神奈川県教科用図書選定審議会規則」、中ほどにあります「第5条第1項」に基づき、専門調査員会を設けまして、専門調査員を選出し、採択方針・観点に基づいて調査を行い、その資料をまとめ、審議会に報告を行うこととなっておりますが、先ほども申し上げましたとおり、今年度は小・中学校ともに新たに採択替えがないこ

とから、専門調査員会は設けておりません。

最後に資料 14 ページから 16 ページについて、御説明いたします。

14 ページ 資料 8 には、神奈川県内 19 箇所の教科書センターを掲載しております。本年度はこれらの会場を中心に、6 月 14 日から 7 月 18 日までのいずれかの日より 14 日間、令和 8 年度に使用する教科書を展示する予定です。

15 ページの資料 9 には、令和 6 年度から 9 年度に公立小学校で使用する教科書一覧を、隣の 16 ページには、令和 7 年度から 10 年度に公立中学校で使用する教科書一覧と、県立中等教育学校の前期課程、横浜市立南高等学校附属中学校、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校で使用する教科書一覧を掲載しております。

最後に、17 ページの資料 10 では、教科書と教科用図書の定義についてまとめましたものになります。こちらにつきましても「諮問事項 5」で説明させていただきます。

教科書採択の概要については以上となります。よろしく願いいたします。

【大河内会長】

概要について、委員の皆様方に御理解いただけたと思います。

それでは、諮問事項(1)「令和 8 年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局（若月指導主事）】

それでは、審議会関係資料である、「令和 7 年度神奈川県教科用図書選定審議会（第 1 回）資料」、3 ページを御覧ください。

諮問事項(1)の「1 令和 8 年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」御説明いたします。

(1)～(6)までございますので、少しポイントを絞って説明させていただきます。

まず(1)については、教科書は検定を通った教科書の一覧である「教科書目録」から採択すること、学校教育法附則第 9 条図書（第 9 条に定める、特別支援学校・特別支援学級用の、いわゆる一般図書）の採択は、毎年度新たな図書を採択することができることを示しております。

(2)については、採択地区に設置される審議会等はすべての教科書について調査研究し、結果を報告すること。

続けて(3)については、複数市町村で採択地区を構成する場合の手続きについて、予め規約等を定める、ということになります。

続けて(4)については、適正かつ公正な採択の確保及び、開かれた採択の推進を図る観点から、採択地区における審議会等の委員名、教科書採択に係る情報について、積極的な公開に努めること等について示しております。

(5)については、採択に当たって、静ひつな環境を確保するとともに、疑念の目が向けられる

ことのないよう関係者の意識の啓発に努めることについての考え方を明確に示したところです。

(6)については、選定審議会の設置終了後に新たに採択する必要がある場合について示しております。説明は、以上となります。

【大河内会長】

それでは、ただいまの事務局の説明について、質問や意見がある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、どうぞ。

【君嶋委員】

横浜国立大学教育学部附属横浜中学校の君嶋と言います。

質問ですが、小学校では令和5年度、中学校では令和6年度に採択替えを行ったと思います。令和7年度は小・中ともに採択替えがない年になりますけれども、今年度、教科用図書選定審議会を設置するのはなぜかということをお教えください。

【大河内会長】

事務局、お願いします。

【事務局（若月指導主事）】

先ほど御覧いただいた参考資料の2ページ資料1にもありますように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第11条では、「選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く」とありますので、実際、本年度に関しましては採択替えそのものは行わない年ではございますが、選定審議会を設置することとしております。よろしくをお願いいたします。

【大河内会長】

よろしいでしょうか。

【君嶋委員】

はい、大丈夫です。ありがとうございます。

【大河内会長】

その他ございますか。

それでは、諮問事項の1番目、令和8年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は了承されました。

次に、諮問事項(2)「教科用図書採択基準について」審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

【事務局（若月指導主事）】

引き続き、審議会関係資料の3ページ、「2 教科用図書採択基準」について説明させていただきます。

神奈川県教育委員会として、教科用図書採択に関する基準をここでは3つ示しております。

(1)は、教科用図書の調査研究に当たっては、文部科学省から示される、各発行者が作成した、発行者ごとの教科書の編集方針等が記載されている「教科書編修趣意書」と、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究を行い、採択をすることについて記載しております。

(2)については、採択権者の権限と責任を明確にし、公明・適正な採択を担保することが、今後も一層必要であることを記載しております。

(3)については、採択にあたっては、各採択地区等における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択することについて示しております。以上の3点になります。

【大河内会長】

ただいまの事務局の説明について、質問や御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

では、諮問事項の2番目、教科用図書採択基準について、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承いたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。

皆様いかがでしょうか。

事務局、再開は何時からがよろしいですか。

【事務局（若月指導主事）】

それでは今、14時39分でございますので、14時50分をお願いします。

【大河内会長】

はい。再開は14時50分といたします。

休憩を取ります。よろしくをお願いします。

(休憩)

【大河内会長】

それでは、休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

まず、事務局より訂正箇所があるということですので、説明をお願いいたします。

【事務局（若月指導主事）】

申し訳ございません。先ほど御覧いただいた参考資料、14ページ、県内の教科書センター一覧のページの際に、この会場を中心に6月1日から7月31日までの間に、展示が予定されるということで、日付の方を先ほど間違えて伝えてしまいましたので訂正してお詫び申し上げます。

本年度は6月1日から7月31日までの間のいずれかの14日間ということで、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

【大河内会長】

そうしますと、先ほど6月14日から7月18日というところを、6月1日から7月31日という訂正で、間違いはないでしょうか。

では、訂正の方、よろしくお願いいたします。

続きまして、諮問事項(3)「1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

【事務局（若月指導主事）】

それでは、審議会関係資料の4ページを御覧ください。

諮問事項(3)「1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」説明申し上げます。

市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にありますが、採択にあたっては、都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定しております。

参考資料2ページを御覧ください。2ページの中段あたり、無償措置法の第12条が、採択地区に関する条文となっておりますので、併せてお伝えします。

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するにあたり、法令上に定めはございませんが、その採択地区ごとに審議会等を置くことが望ましいとされております。

したがって、この審議会等の機能及び組織について、4ページの(1)～(7)に具体的に示しております。

少しお時間を取らせていただきますので、(1)～(7)まで御覧ください。

なお、先ほど御説明しました参考資料13ページの資料7にも示したとおり、神奈川県には現在25の採択地区があり、そのうち22の採択地区が1つの市町村で採択地区を構成しております。以上となります。

【大河内後会長】

ただいまの事務局の説明につきまして、質問や御意見がある方はお願いいたします。

では、諮問事項の3番目、1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承されました。

次に、諮問事項(4)「教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法」について、審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局（若月指導主事）】

そうしましたら、審議会関係資料の4ページの4「教科用図書採択地区内に2以上の市町村が

存する場合の採択方法について」御説明させていただきます。

先ほどの概要説明でも申し上げましたが、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければなりません。

先ほど見ていただきました参考資料の13ページの資料7にありますように、愛甲地区、足柄上地区、足柄下地区がこれに当たり、「共同採択地区」を構成しております。

この共同採択地区では、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなります。

そこで、それぞれの市町村でどういう採択の仕方をしたらよいのかということについて県教育委員会が指導・助言を行います。

その内容が、今、御説明している(1)～(7)となります。

なお、この(1)～(7)の内容につきましては、先ほど御覧いただいた「3一つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」で説明したものと、同様の内容となっております。以上となります。

【大河内会長】

ただいまの事務局の説明について、質問や御意見がある方はお願いいたします。

それでは、諮問事項の4番目、教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承されました。

次に、諮問事項(5)「令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

【事務局（若月指導主事）】

それでは、審議会関係資料の5ページを御覧ください。

「(5) 令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」です。

まず、「特別支援教育関係教科用図書」とは、そこに記載の通り、小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書のこととなります。

障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に応じて、検定本等を使用する場合と、学校教育法附則9条本を使用場合があります。この、いわゆる附則9条本については、このあと特別支援教育課より説明申し上げます。

5ページ、「ア 教科・種目に共通な観点」を御覧ください。

こちらの構成は「ア 教科・種目に共通な観点」と、6ページ下段、「イ 教科・種目別の観

点」との大きく2つに分かれております。

まず、「ア 教科・種目に共通な観点」ですが、「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」、から「(エ)分量・装丁・表記等」までの項目となり、教科・種目に共通な観点として、各教科で調査研究を行うこととなります。

「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」ですが、教育基本法第1条〔教育の目的〕、同法第2条〔教育の目標〕、及び学校教育法第30条2項・同第49条に示されたいわゆる「学力の3要素」に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱に基づき、各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか、という観点から、3つの項目を設定しております。

次に「(イ) かながわ教育ビジョンとの関連」では、かながわ教育ビジョンの基本理念である「未来を拓く・創る・生きる・人間力あふれる かながわの人づくり」を実現するための教育目標として、〔思いやる力〕〔たくましく生きる力〕〔社会と関わる力〕というものを掲げております。神奈川県調査研究ということで、教科書の中にそういう内容に沿ったものがあるかというところも調査研究しております。

次に「(ウ) 内容と構成」については、6ページ中段、内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。等、特別支援教育の視点から、観点を設定しています。

6ページ下段、「イ 教科・種目別の観点」については、令和5年4月に定めた、「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」及び、令和6年4月に定めた「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」に準ずるものとしております。以上になります。

ここから先は、特別支援教育課 森嶋指導主事が御説明いたします。

【事務局（森嶋指導主事）】

特別支援教育課の森嶋です。よろしくお願ひいたします。

ここから先は私の方で説明をさせていただきます。

では、特別支援学校や特別支援学級における教科用図書について説明いたします。まず、特別支援学校・特別支援学級においては、小学校・中学校・高等学校と同じ教科書のほか、児童・生徒の障がいの程度に合わせた教科用図書などを使って学習しております。

この「児童・生徒の障がいの状態に合わせた教科用図書」と関連いたします学校教育法附則第9条図書について御説明させていただきます。

それでは、参考資料の17ページの資料10をお開きください。中ほどの※に附則第9条がございます。この【附則第9条】でございますが、「高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条の1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む）の規定にかかわらず文部科学大臣の定めるところに

より、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。」とあります。

同じページの下にある、教科用図書について説明した図を御覧ください。

図の左側にあるように、教科書として使用できる図書は「文部科学大臣の検定本」と「文部科学省の著作本」となります。

また、図の右側にあるように特別支援学校や特別支援学級では、「文部科学大臣の検定本」と「文部科学省の著作本」以外にも「学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書」を使用することができます。

特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童・生徒は、障がいの程度や発達の状態などにより、情報の収集、処理、表現及び発信等、一人ひとり違いがございます。

そのため、「文部科学大臣の検定本」や「文部科学省の著作本」といった、教科書を使用するだけでは、学習目標に到達するために十分な効果が得られない場合には、この「文部科学大臣の検定本」や「文部科学省の著作本」の下学年使用をしたり、一般図書を教科用図書として使用したりすることができるという規定がこの、附則第 9 条でございます。

教科用図書は主たる教材として使用されますので、選定にあたっては、児童・生徒がどのような教育課程で学ぶか、ということが重要になっております。

では、特別支援教育関係で使用されている特徴的な、教科用図書の例を何点か紹介させていただきます。

こちらを御覧ください。まず初めに、視覚障がいのある児童・生徒の中には、通常の検定本の内容や文字が拡大されていたり、レイアウトが工夫されていたりしている通称「拡大本」を使用した方が内容を確認しやすい児童・生徒がおります。その場合には、【拡大本の提示】それらの配慮がなされたこちらの「拡大本」を使用します。

次に、文部科学省において著作・編集された通称「著作本」というものがございます。

「著作本」は、3つの種類の教科書が作られております。

1つ目は、視覚に障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた、検定本の「点字版」の教科書、通称「点字本」です。「点字本」は小学部用として、国語、社会、算数、理科、外国語、道徳の 6 教科、中学部用として国語、社会、数学、理科、外国語、道徳の 6 教科が作られております。

2つ目は、聴覚に障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた「言語指導」「言語」の教科書です。聴覚障がいの特性を踏まえ、国語や音楽の学習をする際には、よりきめ細かな配慮が必要であることから、通常の検定本と合わせて使われております。

3つ目は、知的障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた教科書、通称「星本」です。こちらでございます。「星本」は、学習指導要領における各教科の内容の段階に対応しており、小学部で☆1つ、☆2つ、☆3つの 3 段階、中学部では☆4つ、☆5つの 2 段階、の

計5段階で作成されています。また、内容や構成は理解しやすさに配慮されたものとなっております。

【星本（音楽）の提示】こちらは音楽の「星本」でございまして、星が2つ付いておりますので、学習指導要領における、小学部の音楽の内容の2段階目に対応したものとなっております。

また、例えば、中学部3年生の生徒の障がいの程度に応じて、中学校1年生の教科書を使用した方が、学習効果が上がるというような時には、下学年の教科書を教科用図書として使用することができます。これについても附則第9条に規定されております。

附則第9条に規定される図書として採用される中で、一番多いものは一般図書となっております。

一般図書では、絵本や図鑑のように視覚的な情報が多いものがございます。文字の情報だけでなく絵やイラストといった視覚的な情報のほうが理解しやすい児童・生徒がいるためです。

例えば、音楽や楽器の音など、音が出るようなものを使った方が、理解が進むという児童・生徒については【音の出る一般図書を提示】このような一般図書を教科用図書として使用することが可能となります。

こちらは例としてお持ちしました「たのしい手あそびうた」という一般図書になります。下の方にボタンを押すところがありまして、音が流れるようになっております。このようなものも一般図書として採択しているところでございます。

また、マナーに関すること、調理に関することなど、生活技術について書かれているものもあります。

当然、言葉に関する学習、或いは数に関する学習の一般図書もございます。

特別支援学校等では国語、算数等のいわゆる教科の学習をすることに加えて、様々な教科、領域を合わせた中で、児童・生徒一人ひとりに合った学習が考えられているため、このような一般図書を教科用図書として使用しております。

次に、先ほど冒頭で説明した調査研究の観点を何点か御説明いたします。

審議会資料の5ページをお開きください。中段の「5 令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」を御覧ください。まず、前文の3行目に「本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき」とあります。

この観点は、特に特別支援教育に必要な観点の中心になっております。

次に、審議会資料の6ページ（ウ）内容と構成についてです。上から4つ目の○を御覧ください。「内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。」とあります。これは、児童・生徒の状況は様々であることから、それらに合わせて選定をするということであり、従って多くの種類の教科用図書が選定されることとなります。

次に、○が2つとびまして、下から2つ目の○に「他の教科等及び自立活動との関連について

必要に応じて工夫や配慮がなされているか。」とあります。

この中で出てくる自立活動とは、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域でございます。障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としております。

そして、自立活動の指導は、授業時間を特設して行う自立活動の時間のほかに、各教科等の時間においても、密接な関連を図って行われております。

また、附則第9条図書の説明で触れたように、特別支援学校では、様々な教科、領域を合わせた中で、児童・生徒一人ひとりに合った指導が行われております。

そのため、教科用図書を選定するにあたっては、自立活動や他の教科との関連性についても検討の必要があり、ひとつの教科に限定をしない形で幅広い教科、領域で使用出来る教科書を採択していくことも大事な観点の1つです。

次に、6ページの(エ)分量・装丁・表記等を御覧ください。上から2つ目の○に「体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか」とあります。

一般図書は、初めから教科用図書として認められているわけではないので、体裁の観点からも検討しなければなりません。

教科用図書として年間を通して使用いたしますので、耐久性が求められます。さらに、使用する上では散逸することがあってはなりません。カード状であったり、パズル状であったりする一般図書については、教科用図書として選定するためには、散逸しない工夫をすることが前提となります。

また、安全性という観点においても検討が必要であり、主たる教材として、日々使用するものですので形状や使用方法など、怪我や事故につながる恐れが無いか十分に検討する必要があります。以上でございます。

【大河内会長】

ただいまの事務局からの説明について、質問や御意見がある方はお願いいたします。

どうぞ。

【園山委員】

小田原市教育委員会教育部教育指導課の園山と申します。

先ほど事務局から、調査研究の観点として、内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等から見て適切であるかと説明がありました。

特別支援学校では、様々な児童・生徒が在籍をしていると思いますが、学校ではどのように教科用図書を選んでいるのかという点について、具体的に教えてください。

【大河内会長】

事務局、お願いいたします。

【事務局（森嶋指導主事）】

御質問いただきありがとうございました。

学校では、児童・生徒の障がいに基づく困難さや、学校生活、家庭生活に役立つことを踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに対応し、教育活動全般にわたって、それに基づいた指導が行われるようにしております。

また、教育課程の中で、目標や内容などを具体化し、子どもが自立し、社会で活躍していく力を育むために計画する中で、教科用図書が使用されております。その内容が児童・生徒に適切であるか判断をしていきます。この計画のもと、一人ひとりの児童・生徒にとって適正な教科用図書を選びます。

その具体的な例としては、例えば、一般図書の中に「子どものマナー図鑑3」というものがございます。その一般図書では、出かけるときのマナーを取り上げた内容で構成されています。

この図書については、実際に街に出かけたときに会う様々な場面を親しみのあるイラストが描かれており、かつ、場面ごとのポイントを簡単な言葉で説明をされております。

この言葉と絵を関連させながら、理解を深められる点が特徴となっておりますので、このように、児童・生徒の学習課題を踏まえて、それに即した教科用図書を選んでいくこととなっております。以上でございます。

【大河内会長】

よろしいでしょうか。

【園山委員】

はい。

【大河内会長】

その他いかがでしょうか。

それでは、諮問事項の5番目、令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

この件は、了承されました。

本日の議事は以上ですが、続いて、今後の県立義務教育諸学校の採択の流れについて取り扱います。

事務局、説明をお願いいたします。

【事務局（若月指導主事）】

それでは「今後の県立義務教育諸学校の採択の流れ」について説明いたします。

審議会資料の17ページ以降を御覧ください。17ページ及び18ページにある資料2、19ページ及び20ページにある資料3、加えて、21ページにある別表により説明いたします。

県立の義務教育諸学校に該当する特別支援学校の小学部及び中学部、中等教育学校の前期課程で使用する教科書については、県教育委員会が採択権者となります。

そこで、本審議会の答申を受け、県教育委員会がそれぞれの学校の採択方針及び採択手続要領をつくり、県立特別支援学校及び県立中等教育学校が研究を進めていくこととなります。

「資料2」にそれぞれの学校の採択方針の案を、「資料3」にそれぞれの学校の採択手続要領の案を示しました。

続いて21ページ別表を御覧ください。

令和7年度の義務教育諸学校の教科用図書採択手続きの流れを示したものになります。この表の右側が県立の義務教育諸学校の採択の流れとなります。

資料2の採択方針及び資料3の採択手続き要領につきましては、4月の教育委員会定例会に付議し議決の後に県立特別支援学校及び県立中等教育学校へ通知いたします。

その後、各学校で、採択方針、採択手続き要領に基づき、校長を会長とする専門委員会を中心に十分な調査研究を行い、採択を希望する教科用図書を選定し、採択希望教科用図書表を作成、県教育委員会に申し出ることとなります。

委員の皆様には、7月の第2回選定審議会でこの採択希望の教科用図書について御審議いただくこととなります。よろしくお願いいたします。以上となります。

【大河内会長】

ただいまの事務局の説明につきまして、質問や御意見がある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

それでは、県立義務教育諸学校の採択につきましては、説明のあったとおりの流れで進めていただきたいと思います。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日審議していただいた諮問事項の(1)から(5)については、後日、会長が答申を作成して、県教育委員会へ提出したいと考えおりますが、よろしいでしょうか。〈賛同多数〉

それでは、了承していただきましたので、そのようにいたします。

最後に全般を通して委員の皆様方から意見や質問、或いは事務局への要望等がある場合には、挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは本日の議事を終了いたします。

御協力をいただきありがとうございました。

では、司会を事務局へ戻します。

【司会（酒井指導主事）】

大河内会長、ありがとうございました。

最後に事務局から次回の説明をいたします。

【事務局（若月指導主事）】

ありがとうございます。

次回の第2回審議会の予定について説明いたします。

次回は、7月16日（水）14時00分から、場所は、ここ神奈川県立総合教育センター2階の211研修室を予定しております。

議題につきましては、諮問事項の（6）「令和8年度県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」となります。

期日が近くなりましたら、また担当から御案内いたしますので、よろしく願いいたします。以上となります。

【司会（酒井指導主事）】

皆様、ありがとうございました。

本日の日程は全て終了いたしました。

最後に支援部 部長 八矢から、閉会の御挨拶を申し上げます。

【八矢支援部長】

本日は、慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

県教育委員会には、県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適切な実施を図るために、適切な指導、助言または援助を行うことが義務づけられております。何度も何度も繰り返しお話をさせていただきました。

そのための重要な役割を担っていただくのが本審議会であります。本日は県の採択方針につきまして御審議いただきました。ありがとうございました。

次回は、先ほど事務局の方から御説明がありましたが7月16日ということになりますが、「令和8年度県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」、御審議をいただくこととなります。

その際に、先ほどもありましたが、教科用図書の見本本やデジタル教科書の見本版等を皆様に御覧いただきながら、各種目別の調査結果について、専門調査員からの報告をいただきながら、御審議をいただく予定でございます。

今日よりももう少し時間が長くなる予定でございますので、またその際には皆様の慎重な御審議をお願いしたいところでございます。

本日は色々ありがとうございました。

【司会（酒井指導主事）】

以上を持ちまして、令和7年度第1回神奈川県教科用図書選定審議会を終了いたします。

ここで、事務連絡がございます。

【事務局（齊藤グループリーダー）】

委員の皆様、本日は熱心な御審議、長時間にわたりましてありがとうございました。事務局の子ども教育支援課教育指導グループの齊藤でございます。

お疲れのところお時間をいただき大変恐縮でございますが、1点御連絡をさせていただきます。

当県立総合教育センターの御厚意により、皆様にせっかくお越しいただきましたので、当センターの方で、現在、小・中学校で使用している教科書ですとか、特別支援学校で使用されている教科書について、5階にて展示をしているということでございますので、もしこの後お時間があらましたら、御興味あるようでしたら、5階の方にお越しただければ、御案内をさせていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局（酒井指導主事）】

本日はありがとうございました。

皆様お気をつけてお帰りください。（終了）